

動物の正しい飼い方推進月間

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

○動物を飼う前に、動物を飼うことのできる環境であるかどうか、家族でよく考えましょう。

○犬を散歩させるときは放しながらか散歩せず、必ず引き綱をつけて行いましょう。

○動物を飼う方は、動物に起因する感染性の病気の予防のために注意を払いましょう。また、過剰なふれあいには控え、動物にさわつたら必ず手を洗いましょう。

○猫は屋内で飼いましょう。猫による他人への迷惑を防止でき、また病気や交通事故等の危険から猫を守る事ができます。

○動物には、飼い主が分かるように、名札をつけましょう。

○犬や猫に、公の場所や人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。

○犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務づけられています。

○望まれない子犬・子猫を増やさないために、親犬・親猫には、不妊・去勢手術をしてください。

○犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる場合は、犬を制止できる方が短い引き綱で行いましょう。

○愛護動物を捨てた場合には、100万円以下の罰金が科されることがあります。

○愛護動物を殺傷すると、最大で2年の懲役、または200万円の罰金が科せられます。

○動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。どうしても飼えなくなった場合には、動物を絶対に捨てずに、動物愛護センター等へ相談してください。

◆問い合わせ

山武健康福祉センター
☎0475(54)0611
千葉県動物愛護センター
☎0476(93)5711



6月1日(日)～7日(土)は第56回「水道週間」です

スローガン「おいしいな だいじなお水 ごくごくり」

水道管は、ふだん見えないところにあります。宅内の漏水により発生した水道料金や修理費用はご自身の負担となります。

早期発見のために定期的なチェックをおすすめします。

『家庭でも出来る漏水チェック!』

- ①宅地内の蛇口を全部閉め、水が流れていない状態にする。
- ②メーターボックスのフタを開け、メーターのパイロットを確認する。
- ③パイロットが回転していたら漏水の可能性がります。お早めに「指定給水装置工事業者」に、調査及び修理を依頼してください。

*アパート等にお住まいの方は、家主にご連絡ください。ご不明な点は、下記へお問い合わせください。



メーターのパイロット(銀色の部分)が少しでも回転していたら注意信号です!

◆問い合わせ 【光地域】 八匠水道お客様センター ☎79-7001
【横芝地域】 山武管工事業協同組合 ☎0475-55-5220